

【長期優良住宅】 必要な証明書について

新基準で認定取得した場合

必要な性能 (5~7地域)			必須
UA値	BEI ※1	耐震	長期優良住宅 認定資料 ①長期優良住宅認定通知書 ②長期優良住宅適合証、確認書等 ③設計内容説明書(要審査済印) ④工事完了報告書の副本(要行政庁印)
0.6 以下	0.8 以下	等級3	

旧基準で認定取得した場合

必要な性能 (5~7地域)			必須	追加で選択
UA値	BEI ※1	耐震	長期優良住宅 認定資料 ①長期優良住宅認定通知書 ②長期優良住宅適合証、確認書等 ③設計内容説明書(要審査済印) ④工事完了報告書の副本(要行政庁印)	①~③の資料から1つ選択して提出 断熱性能等級5, 及び 一次エネルギー消費量等級6であることを 証明してください。 ① 建設住宅性能評価 1)建設住宅性能評価書 ② 設計住宅性能評価 1)設計住宅性能評価書 ③ BELS 1)BELS評価書 2)一次エネルギー計算結果 3)BELSのZEH等の基準及び品確法5-2の 等級判定に関する計算書 ※太陽光発電を設置した場合のみ
0.6 以下	0.8 以下	等級3		

※1 BEIの値は、「設計一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」を「基準一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等（太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギーのこと。以下同じ）を除いたものです。

【ゼロエネルギー住宅】必要な証明書について

① ゼロエネ+長期

必要な性能 (5~7地域)				必須	
UA値	耐震	一次エネルギー消費量削減率			
0.6 以下	等級 3	太陽光を 除いて 20% 以上	太陽光を 含んで 100% 以上	①BELS 1)BELS評価書 ※特記事項が『ZEH』であること ②長期優良住宅 認定資料 ※新基準/現行基準どちらでも可 1)長期優良住宅認定通知書 2)長期優良住宅適合証、確認書等 3)設計内容説明書(要審査済印) 4)工事完了報告書の副本(要行政庁印)	

② ゼロエネ+耐震3

必要な性能 (5~7地域)				必須		追加で選択	
UA値	耐震	一次エネルギー消費量削減率					
0.6 以下	等級 3	太陽光を 除いて 20% 以上	太陽光を 含んで 100% 以上	①BELS 1)BELS評価書 ※特記事項が『ZEH』であること		①~⑥の資料から1つ選択して提出 ①長期優良住宅 認定資料 ※新基準/現行基準どちらでも可 1)長期優良住宅認定通知書 2)長期優良住宅適合証、確認書等 3)設計内容説明書(要審査済印) 4)工事完了報告書の副本(要行政庁印) ②フラット35S (要検査印、耐震性選択に限る) 1)設計検査に関する通知書、設計内容説明書 2)施工現場検査に関する通知書、適合証明通知書 ③建設住宅性能評価 1)建設住宅性能評価書 ④設計住宅性能評価 1)設計住宅性能評価書、設計内容説明書 (要受付印) ⑤建築士法による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 ⑥グリーン化事業の書式 (建築士が記入) ※構造計算又は壁量計算を実施し、耐震等級3相当を確認した上で記入してください 1)建築士による工事内容確認書 2)記入した建築士の建築士免許証	

【認定低炭素住宅】必要な証明書について

必要な性能 (5~7地域)			必須
UA値	BEI ※1	耐震	
0.6 以下	0.8 以下	等級 3	認定低炭素住宅 認定資料 ※新基準/現行基準どちらでも可 ①低炭素建築物新築等 計画住宅認定通知書 ②工事完了報告書の副本(要行政庁印)



追加で選択	
【現行基準で認定取得の場合】	【新基準で認定取得の場合】
<p>①~③の資料から1つ選択して提出 断熱性能等級5, 及び 一次エネルギー消費量等級6であることを 証明してください。</p> <p>①建設住宅性能評価 1)建設住宅性能評価書</p> <p>②設計住宅性能評価 1)設計住宅性能評価書、設計内容説明書(要受付印)</p> <p>③BELS 1)BELS評価書 2)一次エネルギー計算結果 3)BELSのZEH等の基準及び品確法5-2の 等級判定に関する計算書 ※太陽光発電を設置した場合のみ</p> <p>③BELSの場合は耐震性の証明のために、 【新基準で認定取得の場合】の①~⑥のいずれかを 追加で提出する必要があります。</p>	<p>①~⑥の資料から1つ選択して提出</p> <p>①建設住宅性能評価 1)建設住宅性能評価書</p> <p>②設計住宅性能評価 1)設計住宅性能評価書、設計内容説明書(要受付印)</p> <p>③長期優良住宅 認定資料 ※新基準/現行基準どちらでも可 1)長期優良住宅認定通知書 2)長期優良住宅適合証、確認書等 3)設計内容説明書(要審査済印) 4)工事完了報告書の副本(要行政庁印)</p> <p>④フラット35S (要検査印、耐震性選択に限る) 1)設計検査に関する通知書、設計内容説明書 2)施工現場検査に関する通知書、適合証明通知書</p> <p>⑤建築士法による 「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」</p> <p>⑥グリーン化事業の書式 (建築士が記入) 構造計算又は壁量計算を実施し、耐震等級3相当を 確認した上で記入してください 1)建築士による工事内容確認書 2)記入した建築士の建築士免許証</p>

※1 BEIの値は、「設計一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」を「基準一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等（太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆流によるエネルギーのこと。以下同じ）を除いたものです。